平成三十年二月 定例島根県議会議案 (条例)

	目	次	
島根県県税条例の一部を改正	Eする条例		1

## 第72号議案

島根県県税条例の一部を改正する条例

## 1 提案理由

地方税法等の一部を改正する法律案が国会に提出されたことに伴い、不動産取得税の税率の特例等について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 2 条例の概要

- (1) 住宅及び土地の取得に係る不動産取得税について、100分の4の税率を 100分の3とする特例措置の適用期限を平成33年3月31日まで延長するこ と。
- (2) 軽油引取税の課税免除の特例措置の適用期限を平成33年3月31日まで 延長すること。
- (3) ガス供給業に係る法人の事業税の課税方式に係る規定の整備
- (4) 耐震基準に適合しない既存住宅を取得し、耐震基準に適合するための 改修を実施する場合における当該既存住宅の用に供される土地に係る不 動産取得税の減額措置の申告に係る規定の整備
- (5) 特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部改正
- (6) 島根県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正
- (7) その他規定の整理
- (8) (1)から(5)まで及び(7)の一部については、地方税法等の一部を改正する 法律(以下「改正法」という。)が平成30年3月31日までに公布されな いときは、その効力を失うこと。
- (9) (1)から(5)まで及び(7)の一部については、(8)の場合を除き、改正法による改正後の法律の規定の内容が当該規定に対応するこの条例による改正後の条例の規定と異なることとなるときは、廃止するものとすること。

3 施行期日	
平成30年4月1日から施行する。ただし、2の(8)及び(9)については、公	;
布の日から施行する。	